

都市計画道路 石木城線 都市計画原案 説明会

平成24年 10月 7日

目次

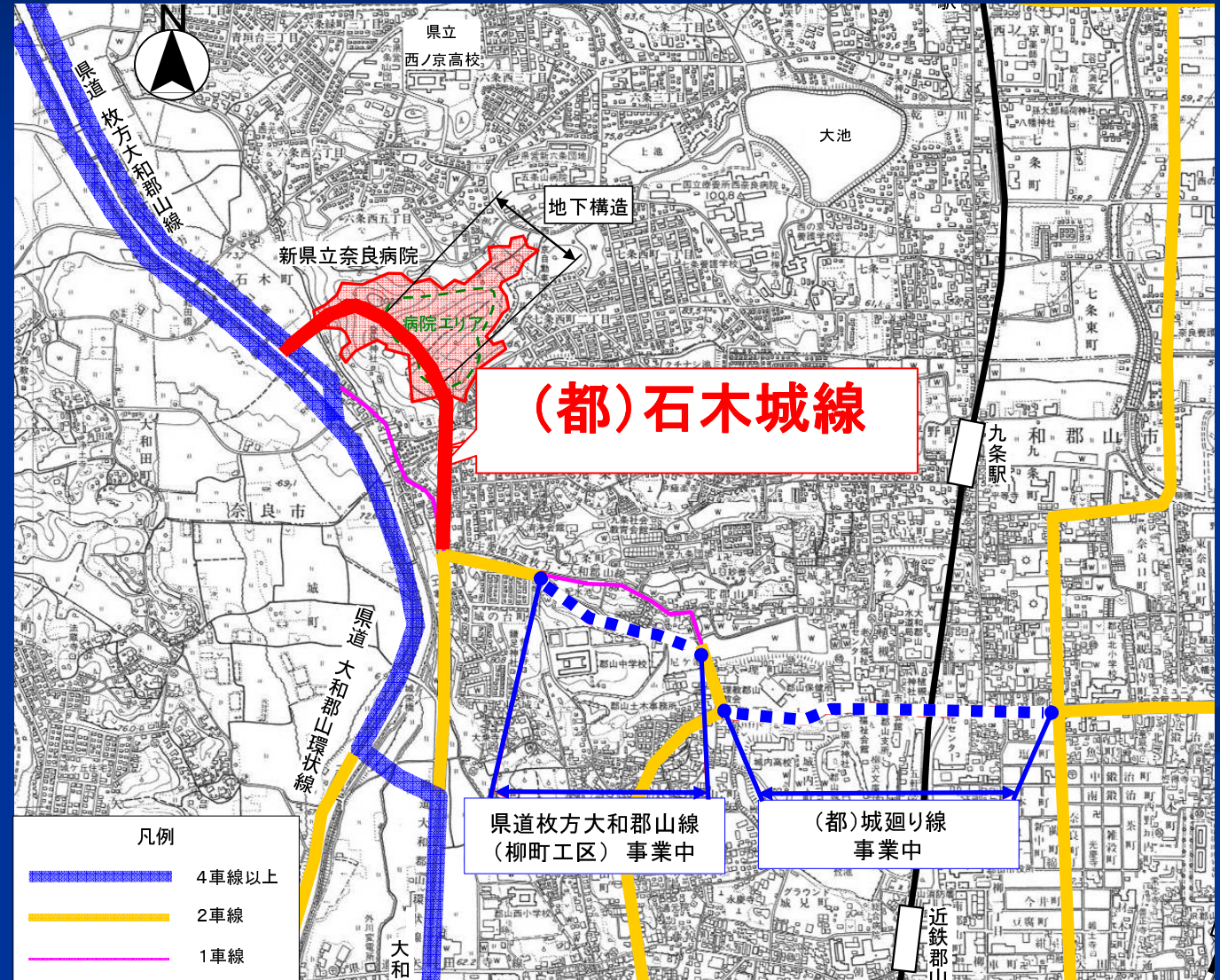
1. (都) 石木城線の概要
2. 都市計画を定める背景 (新県立奈良病院)
3. 道路計画の概要
4. 計画の内容
5. (都) 石木城線の整備効果
6. 環境への影響
7. 都市計画の手続き

1. (都) 石木城線の概要

- 新県立奈良病院へのアクセスの確保
- 北和地域での救急搬送の確保



地域住民への質の高い医療の提供を図る



2. 都市計画を定める背景（新県立奈良病院）

■ 新県立奈良病院 移転先 位置図



2. 都市計画を定める背景（新県立奈良病院）

■ 新県立奈良病院 イメージ図



2. 都市計画を定める背景（新県立奈良病院）

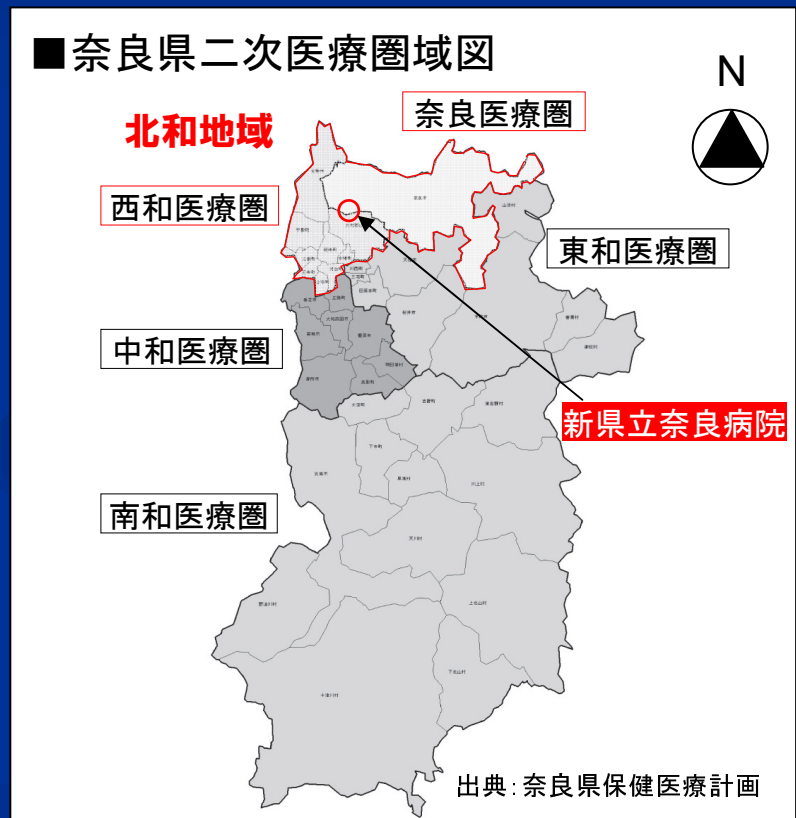
■ 新県立奈良病院

北和地域の高度医療拠点病院として、
「患者さんを絶対に断らない命を救う
最後の砦」（平成28年度開院予定）

アクセス道路については北和地域全体
での円滑な救急搬送や災害時におけ
る代替性の確保を重視して計画が必要

さらに

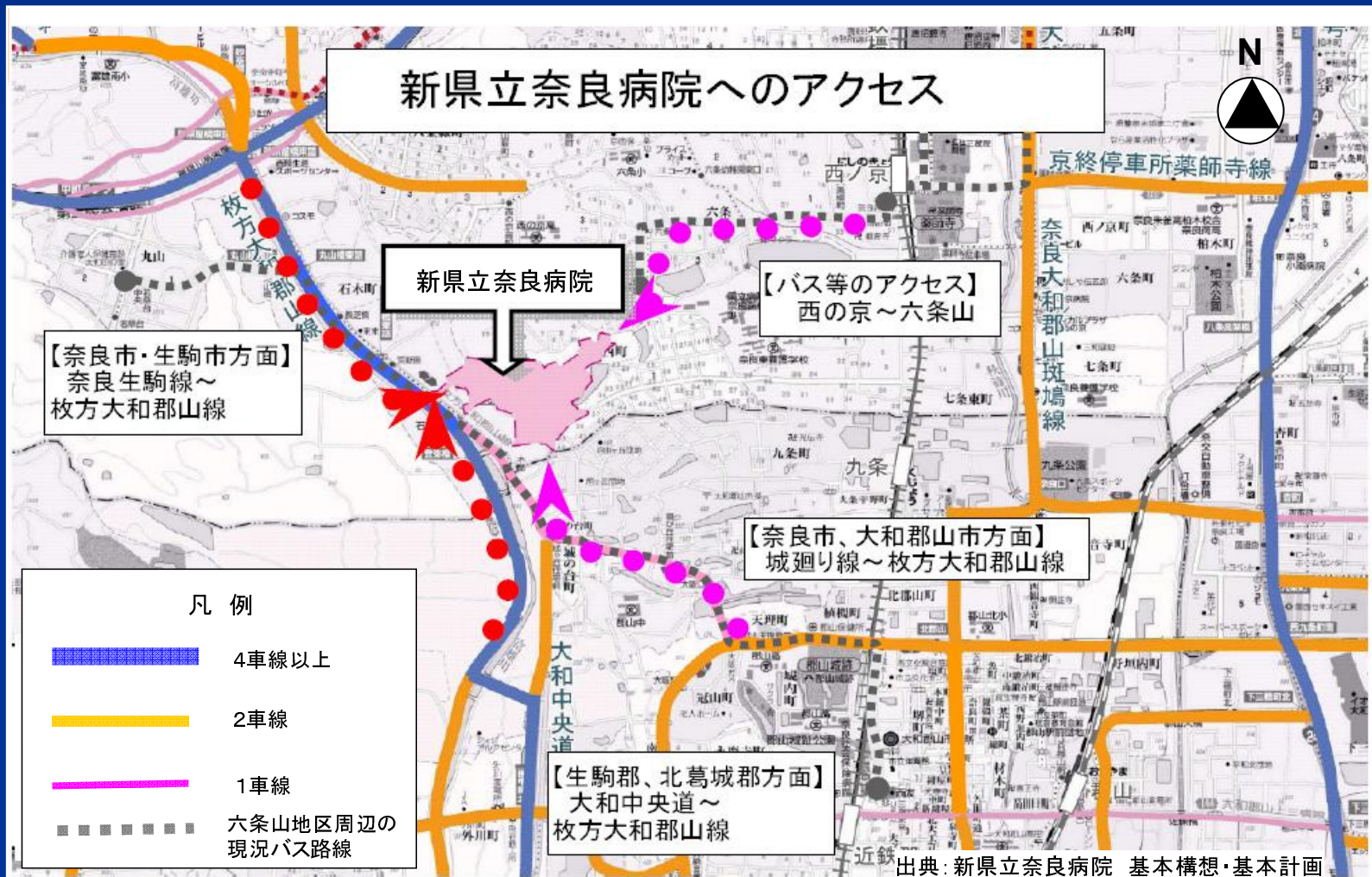
新県立奈良病院への通過交通を住宅地
等の生活道路に流入させないため、広
域的な幹線道路の利用を誘導。



2. 都市計画を定める背景（新県立奈良病院）

現状は新県立奈良病院にアクセスする道路が未整備

➡ 平成28年度中の開院に合わせて、早急な整備が必要

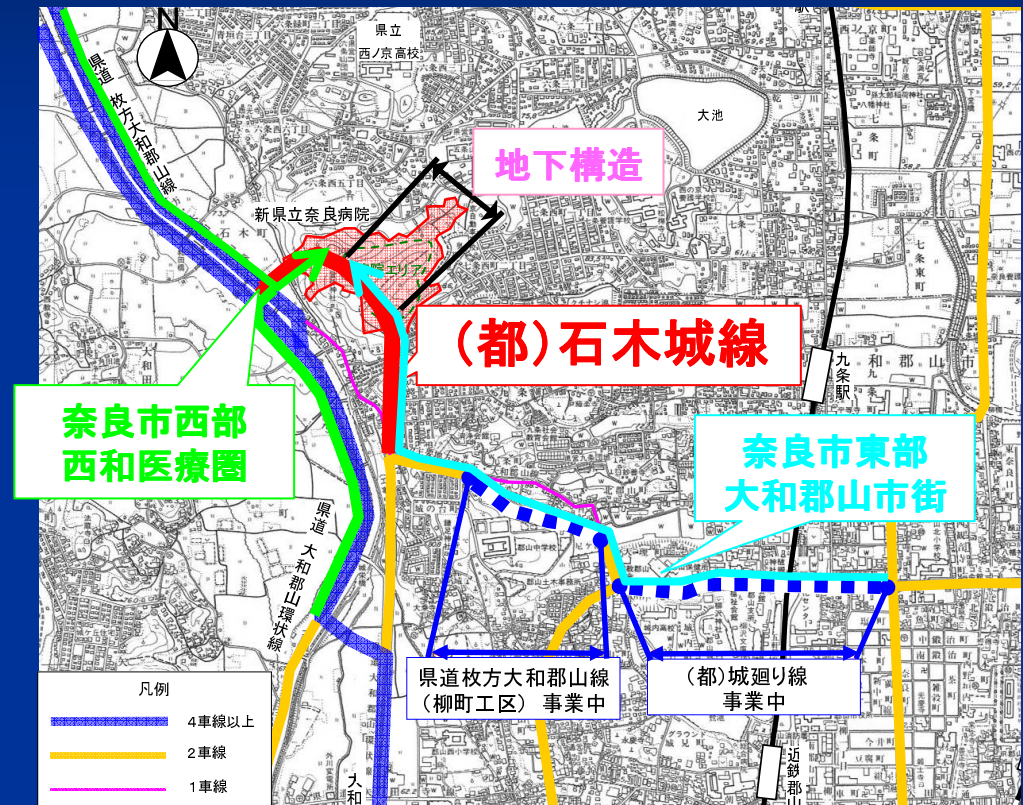


3. 道路計画の概要

■奈良市西部や西和医療圏からは、西側を南北に通過する4車線の県道枚方大和郡山線を通り、西側から新県立奈良病院に入るアクセスを確保。

■奈良市東部や大和郡山市街からは、現在整備中の(都)城廻り線や県道枚方大和郡山線の柳町工区を通り、南側から新県立奈良病院に入るアクセスを確保。

■有効な土地利用や良好な療養環境を確保するために、一部の区間を地下構造。



3. 道路計画の概要

- 新県立奈良病院における土地利用計画（案）
地下構造の部分を活用し、駐車場や緑地ゾーンを確保



3. 道路計画の概要

(名称：都市計画道路 石木城線)

【区 間】

(自) 奈良市石木町 ～ (至) 大和郡山市城町

【延 長】

約1,000m

【道路区分】

第4種2級

【計画交通量】

5,900台/日

【道路構造】

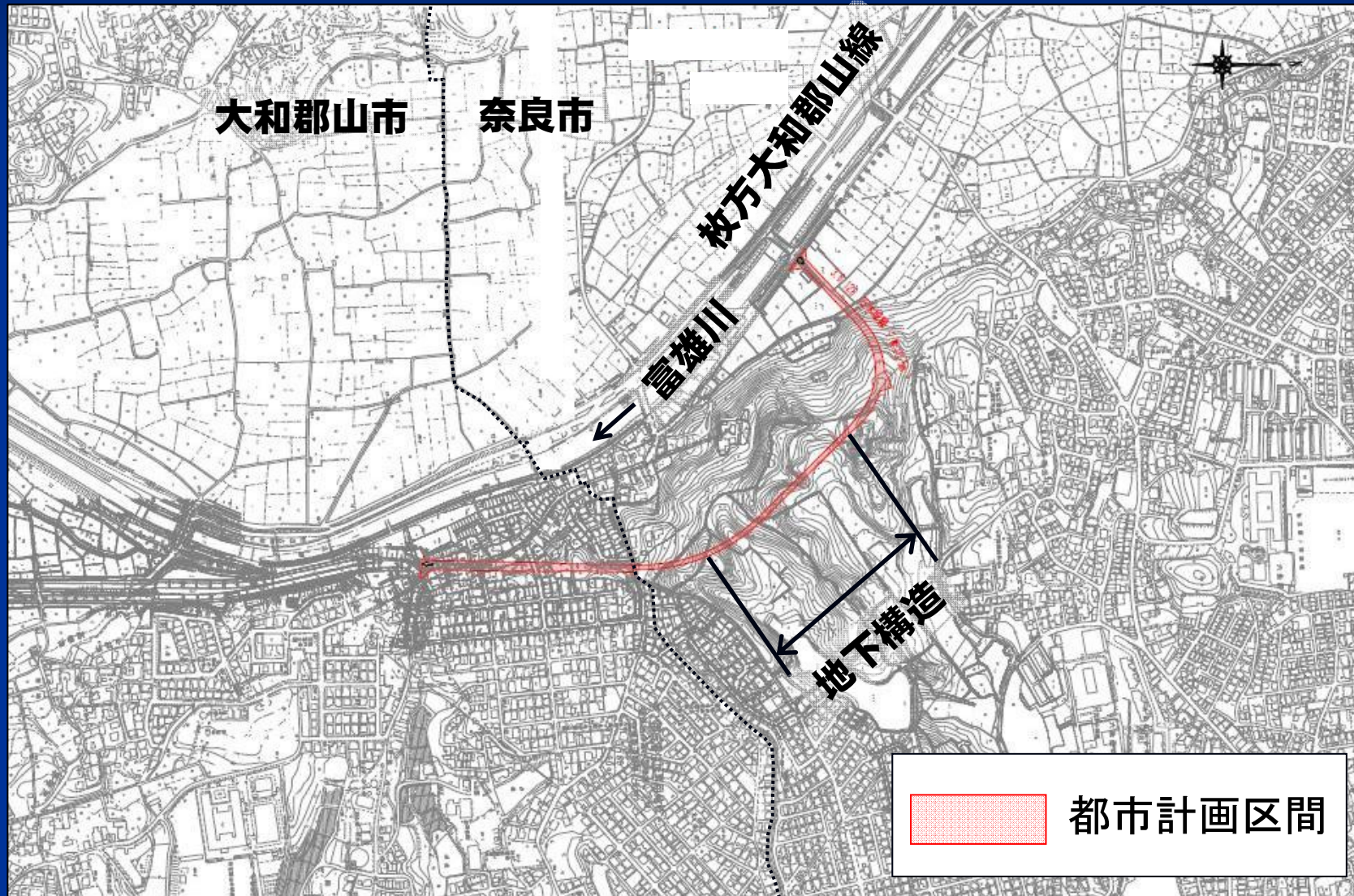
車線数 : 2車線

車線幅員 : 1車線あたり 3.00m

標準幅員 : 10.5m

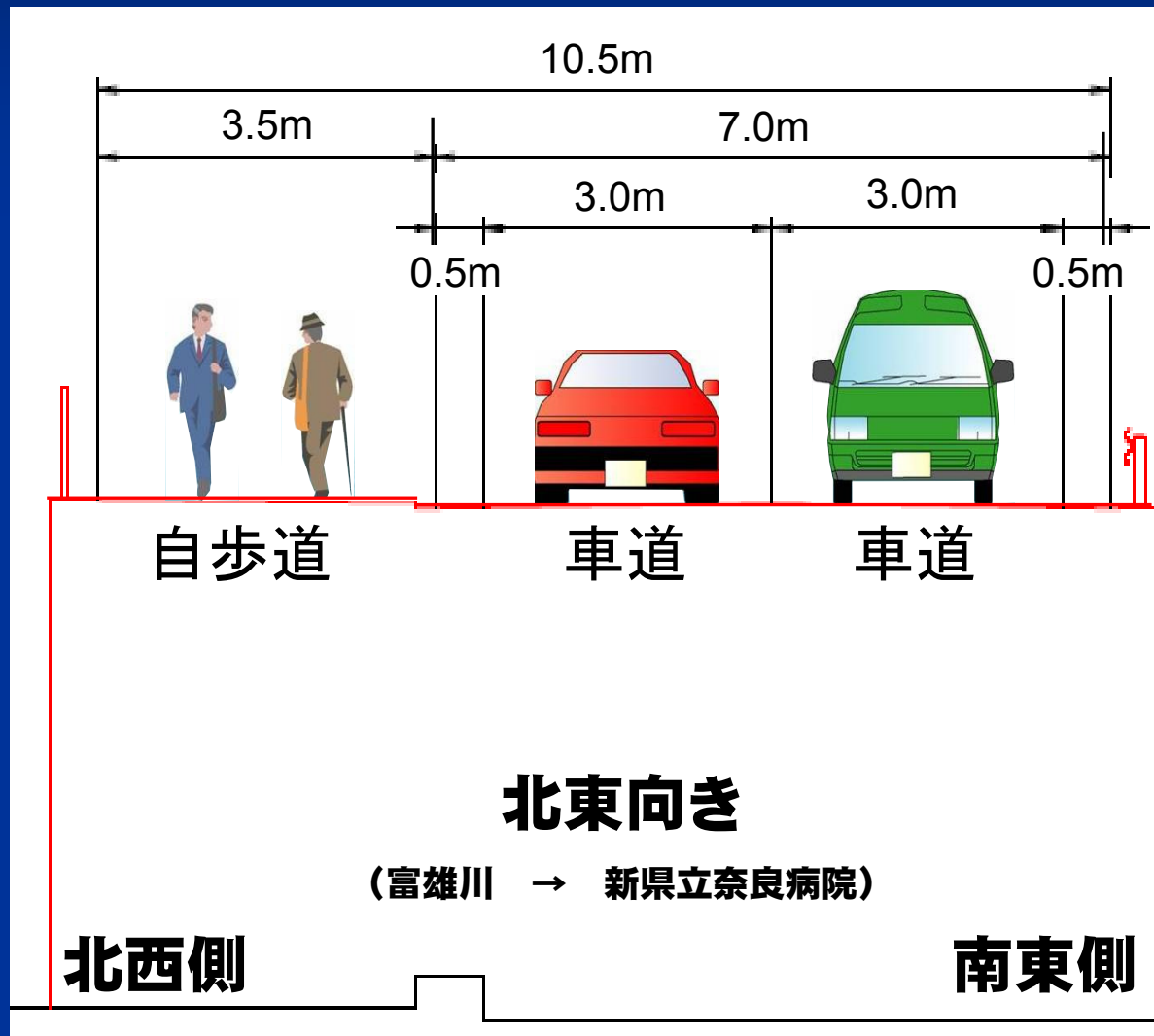
4. 計画の内容

■ 4-1. 計画図



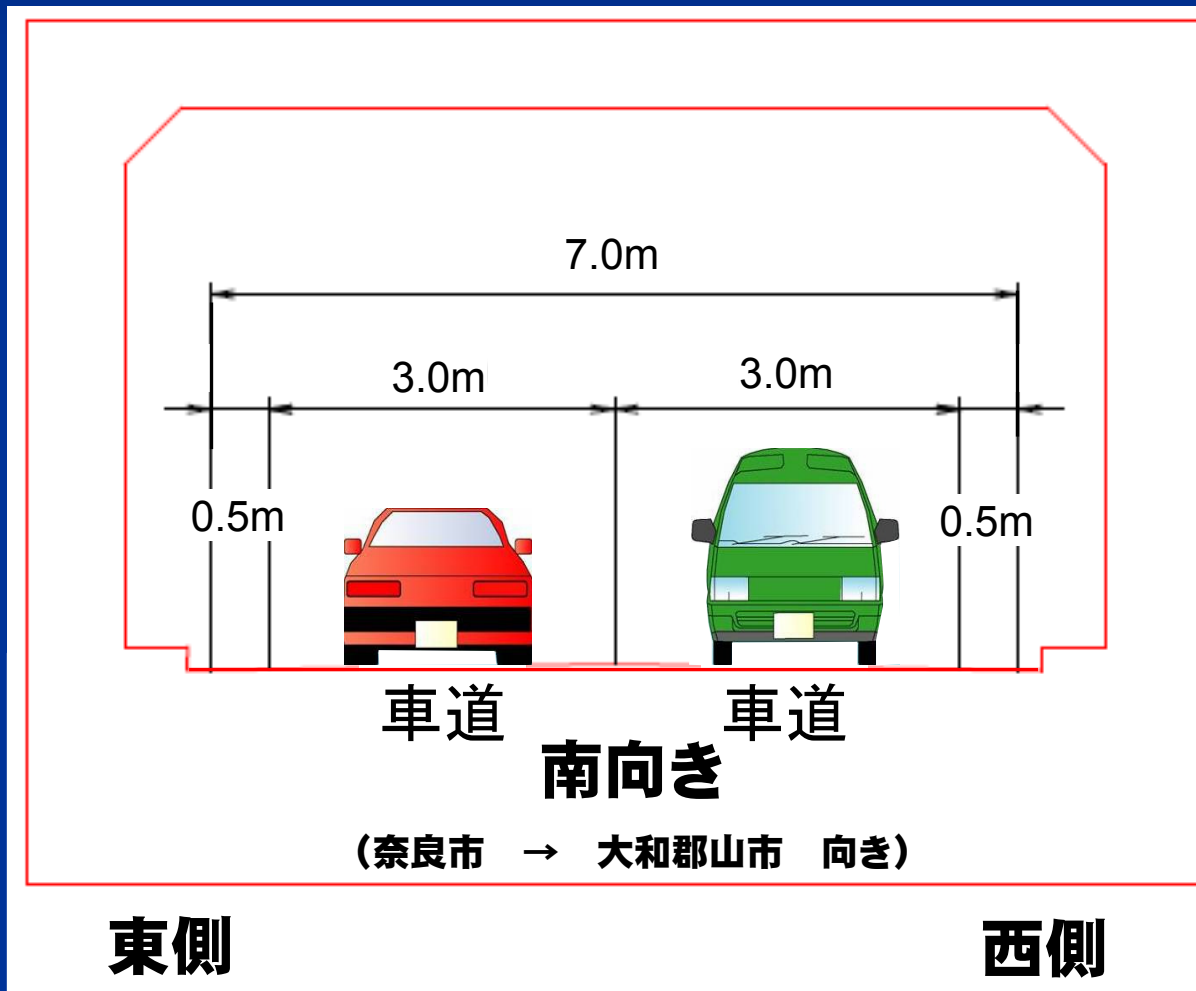
4. 計画の内容

■ 4-2-1. 標準横断面図 (奈良市)



4. 計画の内容

■ 4-2-2. 標準横断図 (奈良市：トンネル部)



■ 4-2-3. 標準横断図 (大和郡山市)



5. (都) 石木城線の整備効果

- ① 北和地域の高度医療拠点である新県立奈良病院への自動車、バス等のアクセス確保が可能となり、**質の高い医療の効率的な提供**に繋がる。
- ② 北和地域での円滑な救急搬送の確保が可能となり、**絶対に断らない救命救急システムの構築**に繋がる。
- ③ 地下構造の部分を活用し、新県立奈良病院の駐車場や緑地ゾーンを確保することにより、**病院敷地の有効な土地利用・良好な療養環境の確保**に繋がる。
- ④ 代替性の確保により**有事の際の病院運営も可能**。
- ⑤ 細街路や幅員の狭い県道に流入している通過交通を排除できることから、**地域の安全確保等**が図られる。

6. 環境への影響

- 都市計画区間の中で、環境予測を実施した結果、**大気質、騒音、振動**のすべてにおいて**環境基準等を満足する結果**が得られています。

6. 環境への影響

■ 大気質（環境基準・予測値）

項目	環境基準	予測値	適否
二酸化窒素	0.04～0.06ppm もしくはそれ以下	0.0250～0.0325ppm	○
浮遊粒子状物質	0.10mg/m ³ 以下	0.0458～0.0462mg/m ³	○

※環境基準根拠

二酸化窒素に係る環境基準について
(昭和53年7月11日環境庁告示第38号)

大気の汚染に係る環境基準について
(昭和48年5月8日環境庁告示第25号)

6. 環境への影響

■ 騒音（環境基準・予測値）

用途地域の区分等			時間区分	環境基準	予測値	適否
近接空間	2車線以下		昼間	70db以下	50～66db	○
			夜間	65db以下	40～60db	○
背後地	A地域	第1種・第2種低層住居専用地域 第1種・第2種中高層住居専用地域	昼間	60db以下	—	—
			夜間	55db以下	—	—
	B地域	第1種・第2種住居地域 準住居地域	昼間	65db以下	49～63db	○
			夜間	60db以下	39～55db	○
	C地域	近隣商業・商業地域 準工業・工業地域	昼間	65db以下	—	—
			夜間	60db以下	—	—

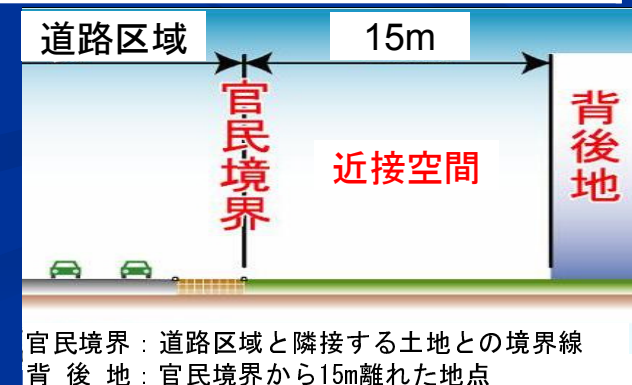
※昼間は6時～22時、夜間は22時～6時

※環境基準根拠

騒音に係る環境基準について

（平成10年9月30日環境庁告示第64号）

※用途地域外の地域についてはB地域として評価



6. 環境への影響

■ 振動（環境基準・予測値）

用途地域の区分等		時間区分	環境基準	予測値	適否
第1種 区域	第1種・第2種 低層住居専用地域、 第1種・第2種 中高層住宅専用地域、 第1種・第2種住居地域、 準住居地域及びその他の地域	昼間	65db以下	25～40db	○
		夜間	60db以下	25～40db	○
第2種 区域	近隣商業・商業地域・ 準工業・工業地域	昼間	70db以下	—	—
		夜間	65db以下	—	—

※昼間は午前8時～午前7時、夜間は午後7時～午前8時

※環境基準根拠

振動規制法（昭和51年6月10日法律第64号）

第16条第1項の規定に基づく道路交通振動に係る限度

※用途地域外の地域については第1種区域として評価

7. 都市計画の手続き

■ 7-1 都市計画で定める内容

○路線

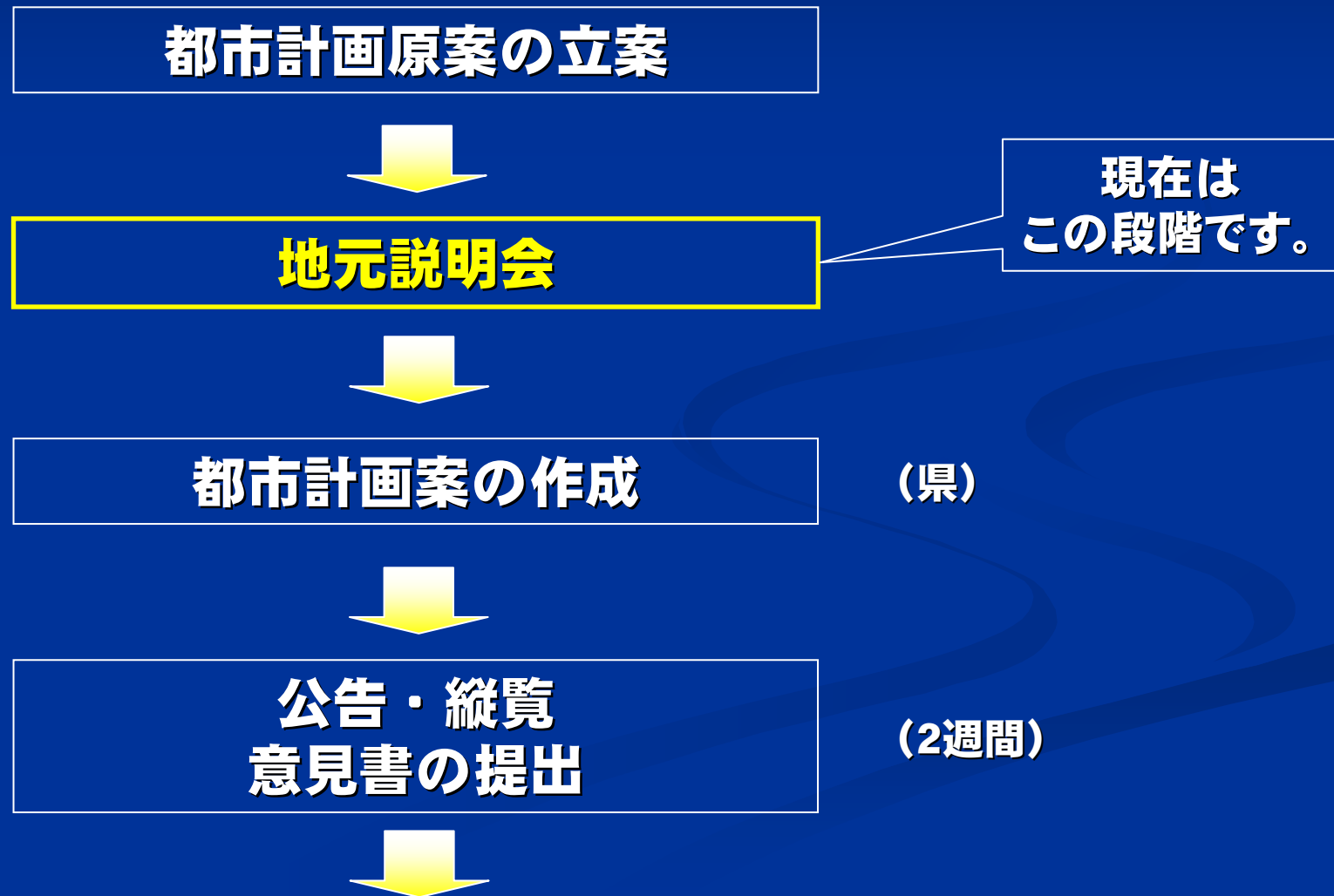
縮尺**1/2, 500**の地図上に、
位置および**区域**を表示

○基本的な構造

道路の**車線数**、**幅員**、**構造形式**（高架、平面等）

7. 都市計画の手続き

■ 7-2 都市計画の手続きの流れ (1)



7. 都市計画の手続き

■ 7-2 都市計画の手続きの流れ (2)



関係市
(奈良市・大和郡山市)
の意見



奈良県都市計画審議会



都市計画の決定の告示